

中学校歴史教科書におけるロシア・ソ連記述の数的変遷 —領土教育との関連性に関する考察—

田中 良英

宮城教育大学社会科教育講座

現行学習指導要領解説の改訂版(2014)では、中学校・高等学校ともに領土教育の充実が求められているが、こうした教育は生徒による日本側の主張・論理の認知のみで成立するものではなく、交渉相手に関する理解の深化を本来必要とするはずである。そこで本稿では、1977年以降に検定を通過した中学校社会歴史的分野の教科書におけるロシア・ソ連記述の登場頻度を分析し、さらに具体的な記述内容の特徴についても考察することで、現今の教科書がロシア・ソ連の包括的理解に資するものとなっているか検討することを意図する。結論として、垂直的な比較からは、学習指導要領の変遷や、とりわけ現代史の分野においてそれぞれの執筆時期の問題関心に影響される形で、記載事項の変化が生じている点が明らかとなる一方で、水平的な比較では、現行の教科書間にも情報の偏りが看取される。ロシア・ソ連関連の情報量の多寡が特定の歴史観に基づいている可能性も推測され、そうした傾向性を認知するためにも、常に複数の教科書の情報を検討する必要があるものと考えられる。

キーワード: 中学校、教科書、歴史的分野、ロシア・ソ連、領土教育

1. はじめに

去る2017(平成29)年3月、新たな中学校学習指導要領が告示された一方で、現行学習指導要領に基づく教育は新学習指導要領が施行される2021(平成33)年3月まで続く。この現行指導要領は2008(平成20)年3月に公示された後、2012(平成24)年度より施行されているが、同要領の『解説』においては、2014(平成26)年1月28日付けで、高等学校地理歴史・公民科と共に、中学校社会科の地理・歴史・公民的分野全てに対し、領土教育の充実を求める改訂が加えられた。現在の日本における領土問題、すなわち竹島、尖閣諸島、そして北方領土に関する情報量の増加が求められたのである。

実のところ改訂の主たる対象は竹島及び尖閣諸島の問題であり、少なくとも中学校社会においては、旧ソ連及びロシア連邦との間の北方領土問題に関し、具体的に訂正が指示されている訳ではない。とはいえ第3章で示すように、こうした領土問題に対する関心喚起の要求が、中学校教科書における北方領土問題を含めての記述内容の改訂につながっているこ

ともまた事実である。

生徒におけるこのような関心の喚起が何を意図したのか明記されてはいないものの、もし領土問題の将来的な解決を最終的な目標と設定しているのであれば、問題の存在を単に認知するだけでは不十分だろう。それが外交的な案件であるからには、日本側の主張や論理のみならず、交渉相手国の論拠、さらにはその政策決定過程の背景となる同国の政治体制や社会構造の理解も必要となるはずである。本稿ではこうした観点から、筆者がロシア史研究を専門としていることもあり、北方領土問題の交渉相手国であるロシア国家を対象に、本学が教員養成課程を有する中学校に限定して、教育内容の変遷や現状に関し検討することにした。

教員自作のプリントや資料などにより授業が進められるケースも考えられるとはいえ、生徒(そして恐らくは教員の多く)にとって、やはり教科書が重要な素材・情報源となる点は否定しがたいだろう。そこで本稿では、1969(昭和44)年告示(1972年度より施行)、1977(昭和52)年告示(1981年度より施行)、1989

(平成元)年告示(1993 年度より施行)、1998(平成10)年告示(2002 年度より施行)、そして現行の 5 期の指導要領、さらに先述の『解説』改訂に基づいて作成された中学校社会歴史的分野の教科書、中でもそれぞれの時期の最新版として 1977 年(8 冊、大阪書籍・学校図書・教育出版・清水書院・中教出版・帝国書院・東京書籍・日本書籍)、1989 年(7 冊、大書・学図・教出・清水・帝国・東書・日書)、1996 年(3 冊、帝国・東書・日書)、2005 年(8 冊、大書・教出・清水・帝国・東書・日本書籍新社・日本文教出版・扶桑社)、2011 年(7 冊、表 5 参照)、2015 年(8 冊、表 5 参照)に検定を通過した計 41 冊を扱い、それらにおけるロシア・ソ連関連の情報の登場頻度を整理して、その結果に対し考察を加える。これらデータの整理に際しては PC と表計算ソフトを用いたが、表にすることにより教科書ごとの差異が明示される点、また年代別・教科書会社別に表を作り直す際にコピー・アンド・ペーストが可能な点を鑑みても、PC 抜きには作業ははるかに困難になったものと予想される。

現行の中学校社会歴史的分野教科書については、2017 年にも『歴史学研究』及び『歴史評論』誌において歴史教育の特集が組まれる中、[1][2]のような論稿も現われているものの、ロシア・ソ連記述や領土教育との関連性からの考察は管見の限りでは見当たらず、PC を活用した数量分析もないように思われる。こうした数量分析は、いわゆる印象論的な評価を避ける意味で有効と考えるが、その一方で、[1]でなされているような質的な分析と複合させることも必要となる。

なお個々の教科書については、参考文献欄に列挙すると煩雑になるため、出版社名の後に()で検定年を示す形で指示することにした。

2. 垂直的な比較

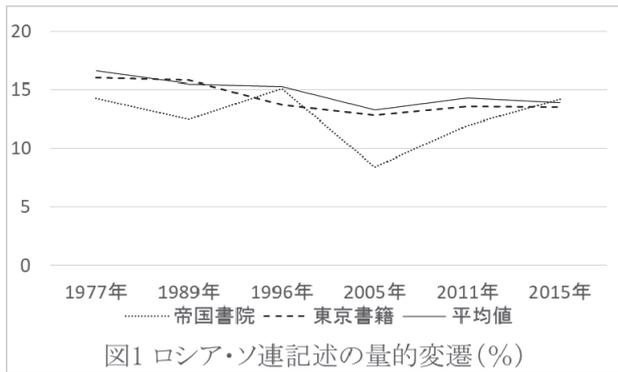
教科書における記述内容の変化の要因としては、①学習指導要領の変化、②歴史研究における事実

認識の変化、③現状認識の変化に伴う歴史的事実への評価の変化、④執筆者の交代、⑤出版社の戦略の変化など、多様な理由が考えられよう。①が②③に伴い生じることもあり、日本史に関しては例えば[3]に近年の変化の実例が紹介されている。ちなみに学習内容の分量の変化に伴ってか、教科書のサイズやページ数、図版の割合なども変化しており、1996 年教科書までは A5 サイズで 300 ページ以上が通例であったのに対し、それ以降は B5 サイズで 250 ページ前後、2015 年教科書になると B5 サイズよりも幅広なものも現われているが、フォントサイズの相違などもあり、情報量の多寡を判定することは容易でない。

そこで本稿では一つの指標として、余白の図版や解説を除いた本文中にロシア・ソ連関連の情報が記載されているページ数を確認し、教科書全体に占める割合を算出した。実際に教員による授業や生徒による学習に際し、教科書内のどの箇所が具体的に活用されるか不明ではあるものの、ページ番号の付されていない教科書冒頭の図版群、折り込みの図版や年表などは除く一方で、部や章の最初の導入や末尾のまとめのページに加え、本文と近似したフォントサイズで記述されている特集・コラムのページも算入対象としている。また記述が次のページに一部またがっている場合は便宜的に、それが 3 行以内に留まるケースは新たなページと数えないことにした。

まずは、こうした割合が年代別にどのように変化してきたか確認することにした。現在仙台市内の中学校で採択校の多い帝国書院、同様に 6 種全ての教科書が本学図書館に所蔵されている東京書籍、そして各種の平均値の変化を示したのが図 1 である。いずれにおいても 2005 年教科書が最低となっており、とりわけ帝国書院の 8.4%は全 41 冊の中でも最も低い。これは 1998 年度告示の指導要領により、「総合的な学習の時間」が新設される一方で、「生徒の負担過重」が戒められるなど、教育内容の厳選が求めら

れた点に起因するだろう。



ちなみに全41冊の平均値は14.9%。それを越えているのは1977年(16.6%)、1989年(15.5%)、1996年(15.3%)。その一方で2005年以降は13.3%、2011年(14.3%)、2015年(13.9%)と低下傾向にある。なお割合の最大は、日本書籍(1977)の20.8%であった。

この平均値で上下3.3%という格差の評価は難しい。例えばイギリスやフランスといった他の分野に関する記述割合の変化などと比較しない限り、ロシア・ソ連記述が目立って減少したのか明言できず、本稿ではそうした比較にまでは力が及ばなかったからである。ただし以下に示す事項の頻度調査(この調査については本文のみならず余白の情報も含めた)からは、一つの特徴として、ロシア革命前に関する記述が大幅に減少している点が明らかとなる。

ロシア帝国の政体が「皇帝の支配する専制体制」である点は、1977～96年の全教科書の本文で指摘されていた。2005年の時点でも帝国書院と扶桑社以外には「専制」の語が含まれていたが、2011年には7社中2、2015年も8社中3とむしろ少数派になる。右記の表1では、こうしたロシア革命前の人物・事件に関する記述を含む教科書数の変遷を整理した。

このうち、ナポレオンのロシア遠征がロシア史というよりフランス史に属する事項と見なせば、外国史(特にヨーロッパ史)に関わる記述が全般的に減少していると評価することも可能ではあるが、例えば日本書籍(1977, 1989)ではラージン叛乱(1670～71年)、学

校図書(1977)ではレーピン(1844～1930)の絵画の紹介まで含まれていたのに比べると、やはり17～19世紀ロシアの政治体制・社会構造・文化に関する説明が希薄化している構図は否定できない。ちなみにエカチェリーナ2世(在位1762～96年)は、大黒屋光太夫(1751～1828)との謁見及びラクスマン(1766年生まれ)の派遣の文脈で登場するが、本文中で扱われているのは2015年教科書で1社(学び舎)のみである。

表1 ロシア史上の人物・事件に関する記述の変遷

	1977年	1989年	1996年	2005年	2011年	2015年
全教科書数	8	7	3	8	7	8
ピョートル1世	5	2	1	0	0	1
エカチェリーナ2世	1	0	0	0	2	3
ロシア遠征	8	6	3	2	2	3
クリミア戦争	8	5	3	1	1	1
農奴解放	8	6	3	2	2	1
トルストイ	7	5	1	0	0	0

その一方で、日露戦争に関わる事項の変遷については、下の表2に見ることができる。

表2 日露戦争に関わる事項の記述の変遷

	1977年	1989年	1996年	2005年	2011年	2015年
全教科書数	8	7	3	8	7	8
東郷平八郎	0	0	0	3	6	7
乃木希典	1	1	1	2	2	2
バルチック艦隊	1	3	2	3	3	4
内村鑑三	7	7	3	5	4	5
幸徳秋水	7	7	3	4	3	4
堺利彦	5	4	1	1	0	0
与謝野晶子	6	7	3	6	6	7
大塚楠緒子	3	0	0	0	0	0

1998年告示の小学校学習指導要領以降、小学校社会科では「取り扱うべき人物」に挙げられている東郷平八郎(1848～1934)だが、それまでの中学校教科書では全く言及されていなかった点は興味深い。乃木希典(1849～1912)にしても、日本書籍(1989,

1996)のように、与謝野晶子(1878～1942)の「君死にたまふことなかれ」の契機としての旅順攻囲戦の紹介で言及されるにすぎず、総じて日本軍の具体的行動に関する情報は簡素だった。それが次章で指摘するように、近年は扱われる事項数が増えた結果、日露戦争に関連するページ数も増加しており、もし経年的な低下が少ない印象を与えるとすれば、そうした日本側の記述量が、ロシア・ソ連それ自体に関する情報量の減少を補う役割を果たしているためとも言える。

ところで現代史に関する記述は、先に挙げた変化の要因の③に起因する性格が強いように思われる。無論その時点でまだ発生していない事項が登場しないのは当然だが、その時々々の現代的課題と認識される内容の変化によっても記述の濃淡は影響される。

表 3 現代史に関わる事項の記述の変遷

	1977年	1989年	1996年	2005年	2011年	2015年
全教科書数	8	7	3	8	7	8
核兵器	7	4	3	7	6	8
水爆	5	2	0	3	3	4
大陸間弾道弾	3	1	0	1	3	3
人工衛星	5	3	1	1	2	2
核軍縮	7	6	1	1	0	0
キューバ危機	4	2	1	3	4	7
五か年計画	8	6	2	4	4	5
中ソ対立	8	7	1	0	0	0

そうした関心の変化の第一は、核戦争の切迫感である。1996年教科書に顕著な水爆及び核軍縮に関する記述の急減は、冷戦の終結とソ連解体に伴う危機感の低下による可能性が考えられる。キューバ危機についても同様の傾向が見て取れよう。また清水書院(1977)のようにソ連による核兵器開発の記述がないにもかかわらず、核軍縮への関与が紹介されていたり、1989年にも同様の教科書が複数存在したりする点からは、ソ連の核兵器保持が敢えて教科書で説明するまでもない自明の事実と捉えられていた可

能性を示唆する。他方、近年の教科書で核兵器やキューバ危機に関する記述が逆に増えているのは、むしろ核戦争の危機の低下により、核兵器が生徒にとっての言わば「常識」ではなくなっている構図の裏返しかもしれない。このように現行教科書では核兵器・核戦争が「机上の空論」化しており、現在の北朝鮮による核・ミサイル開発について生徒がどれほど具体的な問題と受け止めているか、心もとない部分もある。

第二に、ソ連解体以降の社会主義体制への評価の転換であり、それは計画経済に関する記述の変化にも反映されている。例えば帝国書院(1977)では「ソ連の計画経済は恐慌の影響を受けることなく進められ、工業生産はアメリカにつぐようになりました。農業においても、集団農場(コルホーズ)をつくって機械化につとめ、社会主義国家の建設が確実にすすめられました(p. 274)」と記されていたのに対し、帝国書院(2005)では「ソ連では、スターリンの独裁体制のもと、『五か年計画』という重工業中心の工業化と農業の集団化が強行におしすすめられており、世界恐慌の影響は受けませんでした(p. 201)」と、世界恐慌からの回避については同様に言及されつつも、強制性が強調されるようになり、さらには五か年計画それ自体に触れない教科書の割合も増えている。その意味では、ロシア・ソ連に関する情報量の減少は、同地域や社会主義の歴史的意義が相対的に低下したと認識されていることの表われとも言える。

第三に、現在の国際関係の影響も看取されよう。ソ連と中国との対立関係(中ソ対立)については、1977年及び1986年の教科書全てで説明されていたのは対照的に、2005年からは全く見られなくなった。ペレストロイカ以降、2001年の上海協力機構設立を経て、2009年からはBRICs首脳会議が定期的に開催され、近年の国際連合でも共同歩調が目立つなど、中露関係が劇的に変化し、過去の対立関係との断絶性が際立っていることによるものと考えられる。

その他、シベリア抑留については、1989年教科書以前にはほとんど触れられることがなかったが、1996年には全3社(うち余白のみ2)、2005年には8社中5(うち余白のみ1)、2011年には全7社(うち余白のみ1)、2015年には8社中7(うち余白のみ1)で紹介されるなど、著しい変化を示している。1998年告示の指導要領において、内容「キ 第二次世界大戦後、国際社会に復帰するまでの我が国の民主化の過程や国際社会への参加について、世界の動きと関連させて理解させる」の取扱いに当たり、新たに「国民が苦境を乗り越えて新しい日本の建設に努力したことに気付かせるようにすること」が求められた影響にも見えるが、上述のようにそれ以前から変化が現われている点からは、むしろ政治的・社会的関心の変化や歴史研究の成果が先行し、それが指導要領に取り込まれた結果と見る方が妥当かもしれない。

なお同様に垂直的变化が著しい分野として、本稿ではロシア・ソ連記述のページとして扱っていないものの、北方領土問題との関連で注目されるのが、アイヌ民族に関する叙述である。

表4 アイヌ民族に関わる事項の記述の変遷

	1977年	1989年	1996年	2005年	2011年	2015年
全教科書数	8	7	3	8	7	8
コシヤメイン	1	0	0	1	3	5
シャクシャイン	1	7	3	8	7	8
蝦夷錦	0	0	2	6	5	6
アイヌ学校	0	0	0	2	3	5
北海道旧土人保護法	1	3	2	5	4	6
北海道アイヌ協会	0	1	2	5	5	5
アイヌ文化振興法	0	0	1	5	5	7

1989年教科書まではアイヌ民族に関する情報量自体が少ない中で、シャクシャインの蜂起(1669年)や北海道旧土人保護法(1899年)の記述が比較的早期から登場する点に示唆されるように、「和人」側による支配の拡大の文脈で扱われることが多かった。

しかし鎖国を「政策」として扱うよう求めていた1989年告示の指導要領とは異なり、1998年告示の指導要領においてはむしろ「鎖国下の対外関係」が強調され、いわゆる「四つの口」の一つとして、「北方との交易をしていたアイヌについても着目させるようにすること」が求められた点が大きな転機になったものと思われる。それ以降は以前に比べ多様な情報が含まれる傾向が見られるが、後述するように扱いには一定の相違があり、教科書ごとの特性を象徴している。

3. 水平的な比較

続いて、現行の2015年教科書に関し、その記述内容から各社の特徴を検討することにしたい。ただしその前に、2014年の『解説』改訂による影響を検討するため、ロシア・ソ連記述と日露(日ソ)間の領土問題に関する記述について、同じ指導要領に基づく2011年教科書との間で、本文中に記載のあるページの割合から比較してみる。結果が表5である。

表5 各出版社の2015年・2011年教科書の比較(%)

	ロシア・ソ連		日露間の領土	
	2015年	2011年	2015年	2011年
育鵬社	16.2	15.3	2.8	1.9
教育出版	17.5	18.3	2.2	1.9
清水書院	13.9	13.9	1.7	1.7
自由社	14.9	14.9	2.8	1.8
帝国書院	14.2	12	1.9	1.8
東京書籍	13.5	13.6	1.7	1.1
日本文教出版	11.1	12.1	1.4	1.0
学び舎	10.2	—	0.9	—
平均値	13.9	14.3	1.9	1.6

ロシア・ソ連記述については、帝国書院(2015)のように比較的大きな伸びを示した教科書もあるものの、全体として顕著な変化は乏しい。その一方で日露間の領土確定・領土問題については、第1章で触れたように総じて増加の傾向が見られ、とりわけ扶桑社(2005)から分岐した育鵬社(2015)や自由社(2015)と

いった、いわゆる「自由主義史観」に属するとされる教科書に変化が目立ち、『解説』改訂が果たした一定の役割が看取されよう。

ロシア・ソ連記述については各社の経年的な変化が相対的に乏しいとはいえ、相互間に相違はないのだろうか。そうした教科書ごとの特徴を明示する上で、まずは1～2社の教科書でのみ記述が見られる事項を挙げると、50音順で以下の表6ようになる。

表6 最大2社の教科書にのみ登場する事項

育鵬社	秋山兄弟、アラスカ、大津事件、金子堅太郎、(国際連合の)拒否権、小村寿太郎、人工衛星、(ロシア革命後の)ソ連との国交回復、高橋是清、チェチェン紛争、独立国家共同体、乃木希典、秘密警察、(日露戦争時の)ロシア人捕虜(14点)
教育出版	クリミア戦争、農奴解放、プチャーチン、無併合・無賠償、「連帯」(5点)
清水書院	スターリン体制、独立国家共同体、平和共存路線、『北樺聞略』、6か国協議(5点)
自由社	秋山兄弟、小村寿太郎、十月革命、人工衛星、ゾルゲ、ソ連との国交回復、対馬事件、二月革命、尼港事件、乃木希典、久松五勇士、秘密警察、ロマノフ王朝(13点)
帝国書院	大津事件、忠魂碑、(ロシア革命時のスローガン)パン・平和・自由、無併合・無賠償(4点)
東京書籍	拒否権、スターリン体制、バルト海への進出、バルト三国の併合、パン・平和・自由、ピョートル1世、ロシア人捕虜(7点)
学び舎	アラスカ、血の日曜日事件(2点)

育鵬社(2015)や自由社(2015)でのみ扱われている事項の多さが目を引くが、これは両教科書のロシア・ソ連関連の記述の割合の高さにも反映されている。その特徴を抽出すると、第一に日露戦争時を中心に、近代日本の重臣・軍人とロシアとの関係性の言及が多い傾向が見られる。特に顕著なのは育鵬社(2011)で、「ロシア国内の不穏な状況を増大させ、戦争を嫌う世論をつくり出すために」尽力した存在として、明石元二郎(1864～1919)の活躍が紹介され、「日本の命運をかけた日露戦争の勝利は、戦闘の舞台裏でくり広げられた、外交戦・情報戦によってもたらされた勝利でもあったのです(p. 175)」と好意的な評価が追記されていた。この紹介は育鵬社(2015)では消え

ているものの、それがスペース上の問題なのか、人物評価上の理由なのかは定かでない。

類似の傾向は、単独で久松五勇士を扱う自由社教科書にも見られるが、伊藤博文とロシアとの関係(他には帝国書院(2015)が余白で紹介)については、自由社(2015)が「ロシアの強大さを恐れて慎重な意見を出し、『恐露病』とまでいわれました(p. 201)」と指摘するのに対し、育鵬社(2015)が「伊藤は『もしすべての陸海軍が敗れ、ロシアが日本に迫った場合、長州の一隊を率いて戦った昔を思い、わし自身一人の兵として銃をとり、ロシア軍を防ぎ、砲火の中で死ぬつもりだ』と語った」と紹介するなど、論述の方向性には違いも存在する。

なお育鵬社(2015)では、日露戦争時のロシア人捕虜について、「捕虜に対する厚遇は当時から評判だった。亡くなった兵士がほうむられたロシア人墓地では今でも松山市主催の慰霊祭が行われている(p. 191)」と、欄外に写真入りで紹介しているが、これは東京裁判に関する記事で、裁判の偏向性を批判しつつ、「ソ連軍の満州侵攻でも、満州に住む日本人への暴行や日本人将兵のシベリア抑留によって、多くの人々が被害を受けました。しかし、こうした戦勝国の行為を裁く裁判は、行われませんでした(p. 256)」との評価が示されている点からすれば、日露の対照性を示唆せんと狙いがあるように見えなくもない(東京書籍(2015)でも写真入りで松山捕虜収容所が紹介されるが、東京裁判に関する考察はない)。

第二の特徴は、自由社(2015)に顕著なように、ロシアとの間の国際案件が多く登場する点である。1861年に「イギリスに対抗して対馬を太平洋進出の軍事基地にするため(p. 161)」ロシア軍艦が同島の一部を占拠した対馬事件、1920年にアムール河口の「ニコライエフスク市をソ連共産党の4000人の非正規軍が襲い、日本軍守備隊・住民など約700人の日本人が惨殺された(p. 241)」尼港事件は、1977年

以降では当該教科書で初めて言及された。また清水書院(2015)が本文、東京書籍(2015)も余白で扱っているが、通商を求めて長崎に来航したものの成果を得られなかったレザーノフ(1764~1807)の部下、フヴォストフとダヴィドフらが彼の命により1806~07年に樺太や択捉島を襲撃した「文化露寇」(フヴォストフ事件)も、やはり育鵬社(2015)、自由社(2015)で説明される。また高田屋嘉兵衛(1769~1827)について、帝国書院(2015)と東京書籍(2015)が蝦夷地との交易に関する活躍の文脈で言及しているのに対し、育鵬社(2015)では「1811年、幕府は国後島に上陸したロシア軍艦艦長ゴローウニンを捕らえ、ロシアは海運商人高田屋嘉兵衛を捕らえた(p. 136)」通称ゴローウニン事件の記事中でのみ触れている。なお、このゴローウニン逮捕については、先述の帝国書院(2015)に加え日本文教出版(2015)も余白で紹介しているが、後者が高田屋嘉兵衛拘束を扱っていない点と比べると、育鵬社(2015)の記述には、やはりロシア側の暴力行為を強調する傾向がうかがえるように思われる。

同種の傾向は、第3にロシア・ソ連の国際的関与の点でも示される。コミンテルンについては4社に情報が記載されているが、名称を明示しているのは育鵬社(2015)と自由社(2015)のみである。とりわけ後者では、「ソ連は世界中に共産主義を広める拠点でもあった。その目的のため、1919年に、コミンテルンとよばれる指導組織がつくられ、世界各国に共産党を組織していった。各国の共産党は、コミンテルンの支部と位置づけられ、モスクワの本部の指令に従って、それぞれの国内を混乱させる活動を行った。日本でも、1922(大正11)年、日本共産党が『コミンテルン日本支部日本共産党』としてひそかに創立された(pp. 226-227)」と説明されており、清水書院(2015)の「レーニン」は、社会主義をめざす各国の代表を集めた国際的な組織をつくり、革命と社会主義を世界で実現することをめざした。ソ連が指導するこの国際的な社

会主義運動は、第一次世界大戦後の世界各地の労働運動や民族運動に大きな影響をあたえた(p. 211)」と比べると、その批判的評価の色彩が一層明らかとなる。

これと関連し2015年教科書では、ソ連体制の性格や達成目標を説明するに当たり、全8社が「社会主義」という語を用いているのに対し、それと並行して、育鵬社と自由社を含む5社が「共産主義」も使用している。ソ連の指導機関が「共産党」である点についても、清水書院(2015)や東京書籍(2015)では1箇所でのみ言及されている一方で(さらに前者では、ソ連解体時の文脈でのみ登場)、育鵬社(2015)では2箇所、自由社(2015)では4箇所に登場する。現代日本における特定の政党や政治勢力への批判が目的と捉えるのは些かうがった見方だろうか。

なおスターリン体制をファシズムやナチズムと同様に全体主義と規定するのも、扶桑社(2005)以来の育鵬社・自由社の特徴である。とりわけ自由社(2015)では、「ヒトラーはスターリンと同様に、秘密警察や強制収容所を用いて、反対者に対する大量処刑を行った。2つの全体主義国家は、たがいに対立しつつも、相手から支配のやり方を学び合っていた(p. 227)」と、双方の具体的政策の共通性を指摘すると共に、「20世紀は、ファシズムと共産主義の2つの全体主義の犠牲者数が、2つの世界大戦の死者数をはるかに上回り、戦争よりも、全体主義の政治によって多くの血が流れた世紀と考えられている(p. 271)」と全体主義に否定的評価を下す。さらに1991年のソ連解体に関しては、「ソ連を筆頭とする共産主義体制の崩壊によって、約70年間におよぶ共産主義の実験は決着を見た。この体制は、人々に豊かで安定した暮らしを保障できず、言論の自由など政治的権利も保障できないことが明らかとなった(pp. 270-271)」と述べているが、「豊かで安定した暮らし」などの概念の明確な定義抜きには、一面的な主張に留まる印象が強い。

ただし、教科書が特定の歴史観を発信すること、それ自体は、いわゆる歴史的「事実」が不変のものではなく、新たな史料の発見や新解釈に伴い妥当性が常に議論に開かれている点、扱うべき事項の選定や歴史叙述が現代を生きる歴史家の社会的背景や個人的関心に規定されている点について、歴史研究者の多くが共通して認めていることからすれば、必ずしも一概に否定される態度ではなく、むしろ歴史叙述の当然の姿とも言える。その意味では、教員や生徒ら「読者」は、当該の教科書を盲目的に暗記すべき対象と見るのではなく、いかなる歴史観に基づいた叙述なのか、常に意識して接する必要があるだろう。

ところで、教科書の全体的な分量が授業時間数によって影響される限り、特定分野の記述が分厚くなれば、その分、手薄になる箇所が生じることは容易に予想される。そしてこうした傾斜に際しては、単に物理的な理由に留まらず、特定の歴史観による意識的選択が働いている可能性も考えられる。

独特なロシア・ソ連記述を示す育鵬社及び自由社の教科書において、他者と比べ記述の分量が明らかに少ないのは、アイヌ民族の問題である。双方ともコシヤミン、北海道アイヌ協会に関する言及がなく、さらに育鵬社(2015)では北海道旧土人保護法やアイヌ文化振興法が含まれない。また清水書院・帝国書院・東京書籍(2015)において、アイヌ文化の伝承者として紹介される知里幸恵(1903~22)も、双方に登場しない。こうした選定がいかなる要因によるのか定かではないが、水平的な比較の結果を材料に敢えて憶測すれば、「和人」とロシア人のいずれよりも先に、蝦夷地、サハリン(樺太)、千島に居住・活躍していたアイヌ民族の存在感を希薄化させること、ひいては日本人の一部として描くことにより(それゆえか、現状の問題点として他教科書の末尾で指摘されるアイヌ民族差別についても言及されていない)、北方領土を日本固有の領土とする主張を強化する目的に立つ

可能性も完全には否定できない。

4. 結びに代えて

紙幅の関係もあり一部の紹介に留まるが、以上の分析からは、ロシア・ソ連記述の割合や頻度が必ずしも同地域の説明の包括性と一致するわけではなく、むしろ特定の側面を強調する独自の歴史観に基づく可能性を示唆する。とはいえ、割合や頻度の少なさもまた、独自の歴史観の表われである可能性もある。2015年検定で初めて登場した学び舎教科書については、[2]など高く評価する見解もあるものの、表5のようにロシア・ソ連記述の割合が低い一方、アイヌ民族に関しても知里幸恵や北海道アイヌ協会が登場しないなど、本稿で扱った分野の情報量は必ずしも多くない。その意味では、北方領土問題に関連する事項そのものに距離を置いているとの見方もできる。

繰り返しとなるが、特定の歴史観を発信すること自体は、むしろ歴史研究・叙述の本質にも通じる。また、そうした特定の歴史観に基づく記述の全てが否定されるべきわけでもない。むしろ問題はそれのみに依拠し、暗記すべき普遍的真理と見なすことにある。[4]では教材づくりの素材として複数の教科書を備えることを勧めているが、そのような実践的な目的に留まらず、個々の教科書における歴史観・傾向性を把握する上でも、複数教科書間の比較が必須となる。

5. 参考文献

- [1] 山田耕太ほか:世界史的視野で中学校歴史教科書の前近代史叙述を検討する, 歴史学研究, 第956号, pp. 20-29(2017).
- [2] 山田麗子:問いを生み出す学び舎中学歴史教科書, 歴史評論, 第804号, pp. 29-39(2017).
- [3] 高橋秀樹, 三谷芳幸, 村瀬信一:ここまで変わった日本史教科書, 吉川弘文館(2016).
- [4] 野崎雅秀:これからの「歴史教育法」, 山川出版社(2016).